

高石政秘第 316号  
平成25年 7月16日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

高石市長 阪口 伸六

2013年度自治体キャラバン行動・要望書

みだしの要望につきまして、別紙のとおり回答いたします。

連絡先:政策推進部秘書課広報・市民活動推進係  
沼守、堤  
電話 072-265-1001内線2232

## 要望項目

### 1. 国民健康保険・救急医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。

#### 回 答

国民健康保険特別会計に対する一般会計繰入金といたしましては、平成24年度は総額約4億6千万円を繰り入れたものの、独自繰入は行っておりませんでした。平成25年度は、独自分として市独自減免分と医療助成波及分の計6,700万円の繰入を行っております。

保険料の減免につきましては、本市は広範囲にわたる減免制度を設けており、低所得者に対する減免も行っておりますが、他市町村の状況を把握しながら必要とされる減免制度の検討を行ってまいりたいと存じます。

一部負担金減免につきましては、昨年度、一部負担金減免等要綱として整備したところです。

減免制度の周知については、納付書発送時や広報掲載により周知に努めているところですが、今後より一層の周知に努めてまいります。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。こどもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態を作らないこと。

#### 回 答

資格証明書の発行や短期保険証の交付につきましては、法令に則り対応することとしておりますが、取り扱いについては、画一的ではなく、個々の生活状況など柔軟に対応いたしたいと考えております。また、こどもに対しては、1年間の保険証を交付しております。

- ③ 滞納処分については法令を順守し、主文前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることのないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条に基づき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知に基づきただちに滞納処分の停止を行うこと。

回 答

財産調査や差押については、法令順守を基本とし、保険料の確保を行っています。

これらは保険料を完納されている方との平等性の観点から必要なものと認識しております。しかしながら、個々の生活状況等を斟酌し、柔軟に対応したいと考えております。

- ④ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

回 答

通知については、必ず係員全員が目を通し、認識に努めております。

- ⑤ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。

回 答

国保滞納世帯に限らず、生活保護担当課とは常時連絡を取り、情報共有に努めております。

- ⑥ 国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

回 答

国民健康保険運営協議会につきましては、現在、ホームページにおいて、会議資料及び議事録の公開をおこなっております。

また、会議の公開につきましては、他市町村の動向等を注視しながら、公開の必

要性について検討してまいりたいと考えております。

- ⑦ 広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。

回 答

国保広域化については、大阪府においても、平成22年度より研究会を立ち上げ、支援方針や制度設計等の検討を行っておりますが、他市町村とも連携を図りながら、状況等を確認してまいりたいと考えております。

また、国庫の負担増や大阪府特別調整交付金につきましては、現在も国・府への要望を行っており、継続して要望してまいりたいと考えております。

- ⑧ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

回 答

福祉医療助成に対するカットの廃止については、以前より国に要望しているところですが、今後も廃止に向けて要望してまいりたいと考えております。

尚、平成25年度より医療助成波及分に対する一般会計からの繰入を実施しております。

- ⑨ 救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品、医療材料、水、食料、燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。

回 答

本市における災害医療の拠点となる市災害医療センターにおきましては、どのような災害であっても必要最低限の機能は維持できるように事前対策を講

じてまいります。

また、本市地域防災計画におきましても、災害発生後おおよそ3日間で必要とする医薬品（包帯、解熱鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の備蓄を進めることになっております。

今後、高石薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資機材の備蓄等の確保体制を整備してまいります。

尚、災害時において医薬品等が不足する場合には、大阪府薬務課に対して要請してまいります。

加えて、水、食料等の生活必需品である重要物資の備蓄につきましては、本市地域防災計画で備蓄目標を掲げており、目標に向けて確保してまいります。

また、本市の消防体制につきましては、特別防災区域が存在する特殊性から、堺市と高石市との一部組合解散後も広域化を生かした高度な消防体制を維持するために、消防事務を堺市に委託しており、更なる充実について堺市と協議してまいります。

## 2. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

### 回 答

本市国保財政は非常に厳しい状況ではありますが、特定健診受診率向上の観点から、平成25年度より特定健診の検査項目を7項目追加しました。

今後とも、住民が受診しやすい環境を進めるため、更なる対策を研究してまいります。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

回 答

がん検診(胃・肺・大腸がん)については、平成23年度より高石市国民健康保険特定健診と同時実施をおこなっております。

また、がん検診は、検診車による集団検診、市内医療機関での個別検診を実施し、併用できるものは取り組み、受診される方の便宜に配慮し実施しています。

さらに、肺がん及び胃がん、大腸がんの同時検診や乳がんと子宮がんの同時検診に加え、検診希望日を電話受付する等、受診者の負担をより軽減する形で実施しているところです。

なお、本年度におきましても、がん検診が特定健診と同時に受診できるよう調整し、より多くの受診機会を確保できるように取り組んでおります。

③ 人間ドック助成を行うこと。

回 答

現在、高石市国民健康保険では、高石市国民健康保険人間ドック等実施要項を定め、人間ドックに対する助成をおこなっております。

④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

回 答

日曜健診は、現在実施しております。

また、委託事業所への補助は考えておりません。

### 3. 介護保険について

① 一般会計からの繰入で介護保険料(基準額)を引き下げること。第1, 2段階を引き下げること(基準額の0.3程度以下とすること。)国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。

回 答

介護保険料を引き下げするための一般会計からの財源の繰り入れは、国の示す保険料の単独減免の三原則に基づき適切ではないと考えており、現状では保険料の

引き下げは困難です。

平成 24 年度から平成 26 年度の介護保険料は段階を 10 段階に細分化し、低所得者の保険料軽減を図っております。

独自減免制度については平成 18 年度から実施しておりますが、平成 24 年度より減免率を 25% から 50% に引き上げており、減免が適応された場合は、基準額の 0.3 程度以下となっております。

- ② 国庫負担割合の引上げを国に求めること。

回 答

介護給付費負担金（施設分、居宅分）の負担率の引上げや調整交付金は別枠で財源を確保できるよう、市長会を通じ要望しています。

- ③ 給付範囲の縮小（軽度者等の保険給付範囲縮小）及び利用者負担増を行わないよう国に求めること。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後も導入しないこと。

回 答

予防給付により現状維持や介護予防の目標が達成できている利用者も多く、単純に生活支援サービスとの総合化を行うことは難しい現状であるため、第 5 期介護保険事業計画期間中は、介護予防生活支援総合事業を導入する予定はありません。

- ④ 国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国に求めること。

回 答

低所得者層の利用者負担軽減として、抜本的な見直しの検討を市長会を通じ求めてまいります。

- ⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

回 答

特別養護老人ホームの入所申込者数については、毎年4月に待機場所も含めて調査しております。

サービス付き高齢者向け住宅については、指定、指導権限を明確にするなど国への働きかけを含め、大阪府に市長会を通じ要望してまいります。

- ⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

回 答

市独自の「ローカルルール」については、従来より画一化せず、個別対応を行ってきたため、今後もケアマネジャーの相談に応じ、必要不可欠な場合においてはケアプランに位置づけてサービスを提供できるよう配慮してまいります。

- ⑦ 監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようにすること。指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的としたものでなく事業者を育成しよりよいケアを目的とすること。

回 答

事業者に対する指導については、介護保険法及び関係法令等に基づき、適正な事業の運営及び利用者の尊厳が守られ、身体や生命の安全の確保に向けた取り組みなど、介護サービスの質の確保、向上を図ることを目的として、実施しています。

- ⑧ ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネジャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。

回 答

ケアプランチェックは適切なケアプランの作成の指導と、ケアマネのスキルアップ・育成を目的に実施しております。



- ⑨ 障害者の 65 歳問題が深刻である。利用料負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。

#### 回 答

利用者負担の無料化は現在の制度上、難しい状況です。

また、これまで障害者施策でサービスを利用してきた方の65歳到達による介護保険への移行については、障害区分認定と要介護認定間の差によりサービス量が不足する場合、併給が可能となるよう、基準などを検討をしております。

#### 4. 生活保護について

- ① ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

#### 回 答

生活保護受給世帯は、本市においても他市と同様に平成18年度以降急増しており、生活保護実施体制の見直しについて、大阪府監査で指摘されており、平成22年4月の人事異動において、これに対応すべく社会福祉法第16条に定める「標準数」に基づくケースワーカーの定数確保を行なっています。

また、ケースワーカーの経験不足による援助水準の低下や担当者ごとの支援のばらつきがないように、大阪府の研修会などへの参加のほか、全国研修会や市町村アカデミーなどへの参加も実施しています。

なお、生活保護等の相談も含め窓口対応については、丁寧に対応することは課の総認識として行っております。

- ② 埼玉県三郷市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。

#### 回 答

相談者に、よりわかりやすい「生活保護のしおり」を作成すべく、今後も他市の資料等を参考に検討してまいりたいと考えています。

なお、本市では、生活保護等の相談があった際には、無差別平等の原則や申請保護の原則を守り、要保護者等の事情を客観的な立場で把握し、救済漏れの無いように、また、公平な運用がなされるべきであるという認識のもと、これらの原則を遵守しながら適切な運営に努めております。従いまして、相談時に要保護状態であるとの聞き取り等を行った際は、申請権を侵害することなく申請用紙等を交付しておりますので、現在のところ申請書の常時配架については考えておりません。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

#### 回 答

本市におきましては、申請時に違法な「助言・指導」は行なっておりません。また、就労については、稼働年齢層においても傷病等で就労能力の無い方に対して、就労指導は行なっておりません。尚、就労可能な方については、ハローワークとの連携のもと、本人に適した仕事の探索や資格の取得、履歴書の書き方や面接の受け方などのきめ細かい就労支援プログラムも実施しています。

- ④ 通院や就職活動などのための移送費(交通費)を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

#### 回 答

保護受給者の方には、新規開始時や家庭訪問等の面接時などに通院等の状況を聞き取り、個別の事情を勘案し、制度の周知に努めております。

- ⑤ 国民健康保険なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないなど健康悪化を招く事態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療権を保障すること。

#### 回 答

生活保護の「医療券」は各受給者ごと、各医療機関ごとに月単位で発行しており

ますが、本市では、継続して受診している医療機関分につきましては、本人が手続することなく自動的に毎月発券ができるようになっております。また、保護開始時等に、かかりつけの医療機関を確認するなどして対応しておりますので、現在のところ「医療証」等の発行は考えておりません。

尚、本市内の小学校・中学校の修学旅行等の実施時には、事前に学校単位で「保護受給証明書」の発行手続きを行っております。

- ⑥ 枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有を認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。

#### 回 答

本市は、交通の便利な地域に位置しておりますので、健常な方の日常生活にかかる自動車保有については、必要と考えておりませんが、障害を持った方の通院や通学・通勤用、また、短期間で自立可能な世帯に対しての自動車保有については、ケースごとにその必要性を検討のうえ、認めています。

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

#### 回 答

警察官OBの配置は、暴力団員等による行政暴力の排除や覚せい剤等の刑事犯罪にかかる関係機関との連携強化を図るために必要との考えに基づき、今年度から配置しています。しかし、市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等については、実施する予定はありません。

### 5.子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2012年4月段階で1) 全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2) 1293自治体(74%)が所得制限なし、3) 752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアーしている自治体は1つもなく、これはいかに

こどもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

#### 回 答

こどもの医療助成は、子育て支援として必要な制度と認識しており、本市におきましても、昨年4月より、所得制限は設けずに、入院は小学校卒業年度末まで、通院は小学校就学前まで、対象年齢の引き上げを行っております。

尚、更なる拡充につきましては、本市の財政状況等、勘案しながら、研究してまいりたいと考えております。

また、大阪府の乳幼児医療費助成制度の内容は、全国レベルで低いこともあり、現在も強く制度拡充を求めています。今後も要望してまいりたいと考えております。

- ② いまだ全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

#### 回 答

妊婦健診の公費補助につきましては、本年度から14回68,490円に拡充させていただいたところでございます。

なお、妊婦の健康管理を充実し、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、保健師による面談やパパママ学級、助産師による訪問等を行っており、引き続きサービスの充実に努めてまいります。

- ③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみる。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとしないよう対策をとること。

#### 回 答

就学援助の適用基準については、生活保護基準額を下回る世帯が対象となっております。また、手続きについては、教育委員会事務局内教育指導課を窓口

としており、本市の学校での手続きは実施しておりません。

第1回の支給月につきましては、就学援助申請期間を4月8日～6月30日として申請受付を行なっております。受付終了時点よりできるだけ速やかな支給ができるよう研究してまいりたいと考えておりますが、現状といたしましては、受付期間終了後の7月（新入生以外は10月と3月）支給実施にご理解をお願いいたします。

また、生活保護基準引下げによる対策については、府下各市の状況をみて検討したいと考えています。

- ④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

#### 回 答

本市では平成4年度から若年層の市内定着を促進し、活力あるまちづくりを図ることを目的に「新婚世帯向け家賃補助制度」を実施し、ピーク時には年間3億円を超える給付実績があり、一定の事業効果が図れたものの、本市の厳しい財政状況のなか、平成14年度末には休止いたしました。また子育て世帯に対する、家賃補助等の直接補助は現在おこなっておりませんが、公営住宅法の改正に伴い、本市市営住宅管理条例において入居基準(収入基準)を緩和することができる子育て世帯枠を小学校へ入学する子どもがいる世帯から中学校を卒業する子どもがいる世帯に拡充いたしました。また母子家庭には優先募集できるように要項を制定しております。